

# 歩行者に対する きめこまかい道路整備を

鈴木元八 議員



委員会による現地調査

先般、若宮一、若宮二、赤坂等自治会より三百余名の署名を付した交通安全対策に関する請願が当議会に提出されました。この位置相羽石油スタンド前交差点は、日頃から魔の交差点と言われており過去に数多くの事故が発生し、四月には町民一人が悲惨な死亡事故に遭われました。国道21号が上之郷から伏見まで約十五 くらいの延長になっており、御嵩町を貫通しています。こうした道路が国道であるがゆえに、国の予算を投入して維持管理が過去から現在までなされておりました。国の予算が投入されてい

ます。もしこれが町道であるならば何も手のつかない状況でしょう。しかし国道であっても町道であっても、交通安全対策については十分な措置がなされなければならぬのです。特に昨今における交通弱者対策、高齢者対策、要介護者に対する安全対策等今後町はこうした道路の整備、改良等をその視野において行政運営をしなければと考えると、私は交通安全対策について次の質問をします。

道路整備のアンケートは必要では

高齢者、介護者や弱者及び福祉対策等を含め自治会を中心とした交通安全対策に関するアンケートを採り、町の道路整備に関する将来計画を立案する考えはないのか。

〔柳川町長〕

交通安全対策についてどういったニーズがあるか私も大体把握しています。必要があれば実施してもと考えています。

21号バイパス早期着工を!!

国道21号御嵩バイパスの早

期着工に向けた町長の考え方はどうか。

〔柳川町長〕

国道21号のバイパス問題は御嵩町にとって大きな課題です。バイパスの建設促進は町及び議会の協力で一刻も早く実現させたい。しかし現道21号の改良も必要であり、特に今回の事故を契機にしまして公安委員会の方で検討を開始しているそうです。基本的な問題としては、バイパスを一刻も早く完成させることで努力いたします。

事故現場調査委員会設置について

交通死亡事故現場におけるその安全対策、整備問題等将来の改善改良等を研究する、交通事故現場調査対策会議を設置する考えはないのか。すでに愛知県江南市の方ではこうした試みがなされているが当町ではどうか。

〔柳川町長〕

交通事故の起きた地点あたりでそれぞれの即応対策を立てるための会議という提案が

ありましたが、これも一つのアイディアであると思います。さまざまな会議がもたれ、なかなか決め手が見えないというのが実情ですが、一案として検討したいと思います。

弱者を中心とした道路予算について

町道の維持管理費及び交通安全対策費は十分と言えるか。町長は福祉の町みたくして推進しておられるが、現状では交通弱者、高齢者等の利用する一般町道は、アナボコ、排水対策、歩道整備、側溝改良等、町民からの不満を聞くが、福祉施策に向けた町道の面的整備に今後どう対応されるか、財源確保についてどう考えておられるか。

〔柳川町長〕

町道の道路維持費、交通安全対策費は、一言で言えば十分ではありません。限られた予算制限の中で最大限努力しています。どの市町村も財源確保には苦しい状況であり、こうした点も今後努力いたします。

# 空き家に対する

## 行政の管理指導は・・・



丹羽利夫 議員

■ 空き家の戸数と管理状況の把握はどうなっているのか

民家の居住者不在家屋（空き家）であっても、所有者や管理を委託された方が定期・不定期を問わず見回りをし、



管理されていない不在家屋

草刈りや樹木の整枝、建て家の保全もされしつかりと施錠し、周辺にあたる生活環境の確保に努めておられる所有者も多くおられます。

しかし中には、残念ながら保全も管理も全くしないまま放置し、その上施錠もされていない空き家も現存しておりますが、当町の空き家戸数とその管理状況の把握はできていますか。

調査的なものも考えている

〔福島参事〕

現在のところ具体的に戸数はつかんでいませんが、空き家の保全や管理面だけではなく、違った意味で把握をしなければならぬと考えています。

管理状況については、個人の所有物は基本的に個人の問題であり、現在把握はしておりませんが、空き家の再利用ということもあって、調

査的なものも考えています。

■ 管理義務者への指導はどのようになっているのか

空き家が青少年の非行要因となるような遊び場となっていたりまた、犬だけが残され、四六時中の鳴き声や不審火等に対する近隣住民の生活不安は大きいものがあります。

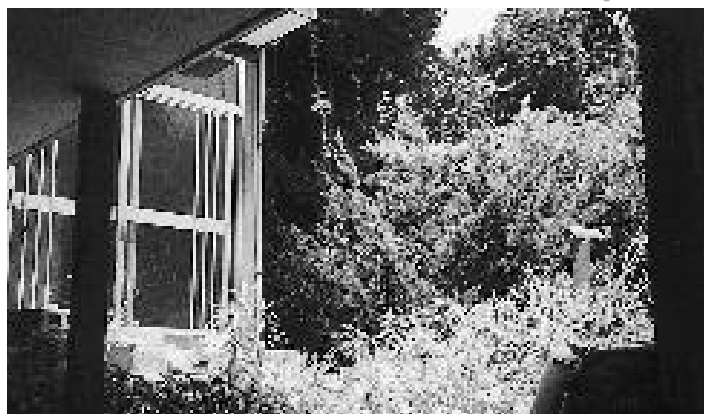
自分たちの地域は自分たちで守ることは、当然とはいえ所有者が不明では監視するしかありません。生活環境を守りしつかりと施錠することは、安全な生活環境づくりに関する条例で規定されています。

行政として管理義務者へ指導すべきだと思えますが、どのように考えておられるのか伺います。

生活安全推進委員の方々に啓発巡視をさせていただいています

〔福島参事〕

管理義務者への管理指導に



施錠されていない不在家屋

については、行政指導が具体的にどこまで立ち入るのかは、かなり検討を要します。

空き家の保全や管理面だけではなく、草刈り、防犯、取り壊し等は、ハガキを送ってお願いをしています。現在、生活安全推進委員が委嘱されており、啓発とか巡視に回っておられると聞いておりますが、それで十分とは思っておりません。今後、情報を収集してファイル的なものができればと思いますし、具体的にさらに詰めていこうと考えております。



木下四郎 議員

# 地方分権と介護保険



沿道に設置された看板

■ 屋外広告物の手数料について

地方分権に伴い屋外広告物の許可とか手数料の徴収が地方自治体の任務となりましたが、現在ある広告物が対象になるか、また手数料収入は、どの程度となるか等、現在の状況を報告してください。

--- これぞ地方分権という発信を

〔柳川町長〕  
地方分権元年とか言っていますが、実際は名のみと言っても過言ではないと思っています

ます。事務が極めて煩雑で厄介なものがおろされています。屋外広告物関係についてもそつであります。

屋外広告物について、私の基本的な考えを申し上げます。今回の件については、まさしく地方自治の発露の一つとして、例えば屋外広告物関連の景観保全条例のようなものを現在検討しているところです。また屋外広告物だけでなく、大いにこれぞ地方分権という発信をこれからもやっていきたいと思っています。

〔丹羽参事〕

大変野放し状態で、厄介なものを受け取り、今実態調査に努めています。現在、町内で三百件余りが許可を受けていない看板があります。すべてが申請をしていただき、許可をし、手数料を納めていただくとの総額で四十万円程度となります。

■ 要介護認定者数とケアプラン作成者数とのギャップは

介護保険は国・地方を合わせて一番重要な課題と考えられています。そこで要介護認

定者数に対してケアプランの作成依頼者との間にギャップがありますが、原因はいくつかあると思います。共通して言えることは、やはり制度が知られていないのではと考えますが、本町ではどんな進捗状況か伺います。

--- 隠れた問題等が多くあるのでは

〔柳川町長〕

介護保険は、多くの悪条件の中でスタートしましたので、大なり小なり多少の混乱は免れ得ないと覚悟はしていましたが、当町では重大なる混乱は今のところ起きておりません。しかし、隠れた問題、潜在的な問題がいつばいあると思います。つまり、介護保険制度そのものについて、あまり理解されていない。そこで、たまたま苦情とか問題が出てきていないのではと認識しています。十月から保険料を徴収すると違った局面が出てきますので、十分なる注意を怠らないよう努めてまいります。

〔野村参事〕

本町の現在の状況は、認定者数とケアプラン作成者数の

差が四十件程あります。内容につきましては、当面、認定は受けたけれど使わない。また迷っている。現在入院中である等の状況です。

■ 介護保険利用料とサービスとの関連について

介護サービスが必要でありながら、一割の利用料が本人負担であるから受けられない。利用料が払えないためサービスが低く抑えられた等、高い利用料が介護を求めると高齢者の大きな壁となっている等、これからの介護保険は自治体が保険者としての任務をどのように果たされるか伺います。

--- 今までの老人福祉とは全く違う介護保険

〔柳川町長〕

今後は、介護保険制度についてのPRがもっと必要となつてきます。介護保険は当然のことながらお金をいただいて、それでサービスをします。いわゆる利用者の方で、いろいろ選べるという事です。本町においても来年秋には特養が完成しますとハード面の受け皿ができるのではと考えています。

# 産業廃棄物処分場

## 計画の中止を！

### まちづくり計画の総合化を願う

産業廃棄物処分場計画の最終的中止を



岡本隆子 議員

中坊氏提言による御嵩町への政府調査団の派遣に、多くの町民は大きな期待を寄せました。ところが、前首相のご逝去により中坊氏が顧問を辞職されたため意外にもこの調査は目的半ばで現在宙に浮いている状態かと思われず。

そこで町長に伺います。

一、政府調査団の派遣及び調査そのものについてどのように評価されますか。

二、このように国政レベルでの御嵩産廃の全面的な解決の方途を探る道もあるかと思えますが、どのように

役場に来庁された政府調査団



考えますか。

三、今回の調査を国政の中央による解決につなげていくよう、継続調査を次期内閣に要請してみてはいかがでしょうか。

四、今回の調査とは別に、処分場計画中止に向けての具体的な展望を、環境条例との関連とオオタカ保護との関連あるいは、ほかに具体策があるのかお答え下さい。

〔柳川町長〕

御嵩産廃を取り巻く客観的情勢は一変しています。どう見ても、どの角度からいつても御嵩産廃が成立するとは考えられません。

一、政府の合同調査団というのは極めて異例なもので、そのこと自体に意味があったと認識しています。私の説明を一時間にわたって聞いていただき、現場に立っていただいたことで、少なくともあいつた所に処分場を造ることは正気のさたではないということとは、わかっていただけた

ではないかというのが私の認識です。

二、ごみ問題は法制度の不備だらけです。全国市町村連絡会の意見書十力条を厚生、環境両省に出してきました。来年一月六日以降、環境省設立と同時に産廃の担当も環境省に移りますから、これから度重なる行動を開始していきたいと考えています。

三、内閣官房から中坊さんに通知はあったようですが、私にはありません。中坊さんに一度手紙を書いてみようと思っっています。いずれにしてもこれはどういうことになったのか、きつちり決着をつけなくてはと思っています。

四、オオタカが小和沢地区にも生息が確認されています。オオタカのテリトリーを開発することが許されるかどうか自明の理です。自然環境保全区域の設定も図って行かないといけません。指定するところは木曾川沿い、あるいは北部丘陵しかもうないわけです。さらに住民投票は法的拘束力がないと言われていますが、これは町のおきてであり、町長である私は、これを尊重しなくてはなりません。住民投票から三年たちましたが、その意味合いは格段に重くなっていると感じています。

まちづくり計画の総合化を願う

まちづくりに町民が参加し、町民の意見を反映させることは大変重要であると考えます。町長は多くの委員会や審議会を立ち上げ多くの町民の意見を反映させておられますが、討議の場である関連の委員会、審議会の議論をどのように集約し計画の上に具体化するかが大切です。

一、委員会等にはどんなものがありますか。また議論の内容はどのように町民に公開されますか。

二、活動の概要について

三、各委員会の役割分担と討論内容の調整、総合化について今後の方針をお聞かせ下さい。

〔柳川町長〕

町職員も住民も頭の中を柔らかくしてブレインストーミングの段階です。

〔福島参事〕

事務方で事前に調整はしていますが、必ずしも十分に機能していると思いません。三点のご質問について住民への公開が欠けていた部分もあるので町報等でPRしていきたい。

# 幼児のための福祉施設は充分か！

## こども広場・遊園地・遊び場の整備を...



鍵  
谷

一 議員



保育中の保育所は入れませんよ...

ウィークデーの昼間でも使える幼児の施設は

「さわやか長楽荘」「ゲループホーム」「生きがい支援センター」等の竣工及び着工の決定など、着々と福祉行政が進んでいます。大変すばらしい事であります。もちろん本当の意味の福祉は、建物ではなく、今後のきめ細かい行き届いた介護等の内容であることは言うまでもありません。今後の真価が一層問われる訳であります。

稚園に行っていない幼児の遊び場が少ない...という悩みを、若いお母さん方、或いは孫をつれた年配の方々からよく聞きます。

遊園地・児童公園・子ども広場等の数はどれだけ在りますか。又、砂場も含めて施設の遊具は何が有りますか。

数としては相当数在るのですが...

〔野村参事〕

自治会設置（津橋・小原・送木・長岡・愛宕・十日市場・西屋敷・新木野・顔戸・洞・新町）町立（大久後・若松町・古屋敷北）住宅団地（向陽台・赤坂・南山台東（一）・南山台西（一）・西田（一）・愚溪町・大庭台（二）・稻荷台・高倉台・生沢台 町営住宅（板良団地・高倉団地）合計二十六町内三十カ所ということになっております。砂場を含めて、施設・遊具等については、充分把握ができていません。しかし今回、点検に要する費用を初めて予算化しました。七月の自治会長会に於いてご説明申し上げたり、各施設の洗い出しを実施したいと思えます。

今後、保育所・幼稚園入園前の幼児の為に施設をふやす用意は...？

目立たない様ですが、実は遊ばせ場を求めて困って見える若いお母さんや、孫をつれた年配の方々は多いのです。遊園地ほど大きくなくてもよいから、遊び場をふやす考えは町にありますか。

大変難しい...

〔柳川町長〕

敷地の確保から、種々の遊具等の設置となると大変難しいと考えます。「児童公園等福祉施設整備補助金交付要綱」に依り、新設の場合三十万円以内の補助、修理については十万円以内の補助の制度を利用して頂きたいと思えます。又、保育所や小学校等、支障のない限り利用していただいてもよいと思えます。学校も教育委員会も理解しており方法・自治会設置の遊園地の



ひざより草の方が高く、砂場はかたくて...

管理方法等、様々な事柄について、教育委員会・福祉課・その他関係する課で、抜本的に検討してみたいと思っております。

今後、次の点を要望します。

保育所・学校の開放は有り難いのですが、授業中とか保育中には実際に外部からは入り難いものです。現在ある遊園地・子ども広場・児童公園等を町としてきめ細かく管理整備していく努力をされたい。特に砂場の砂などに気を配ってください。

# 三百六十五日の 配食サービスを望む！



大 沢 まり子

議 員



毎月1回行われている配食サービス

高齢者世帯、独居老人世帯への配食サービスはできないものか

福祉の町を目指す御嵩町において、食事の準備が困難な

高齢者に対し、栄養バランスのとれた献立で、高齢者が食べやすいように調理された給食を配達することができないでしょうか。そうすれば、安否の確認や健康状態の把握ができたり、また孤独感の解消につながると思います。このようなことから、三百六十五日の配食サービスが実施されるよう望むところですが、考えをお伺いします。

当方はニーズの把握に努めたい

〔野村参事〕

質問の趣旨については大変よくわかりました。ひとり暮らしの方につきましては、大量に同じ単品のものを作つて、ずっと同じものを食べるという傾向があるようですので、生活習慣病の原因とも言われております。バランスのとれた食事の提供ということ

と、これを提供することによって疾病防止と安否の確認の一石二鳥ではないかと考えています。町長も、みずからの経験から、この事業については前向きに言っておりますので、将来的には検討していくということですが、ただし、必要なのは利用者のニーズ調査が一番重要ではないかと思っております。それに町内での参入業者とその方法などが、今後の検討課題と考えています。

現在、給食サービスの問い合わせには、可児の業者で御嵩のエリアも配達している業者を紹介するという形で対応しています。

問 アレルギー疾患対策の町の見解は…

町としてのアレルギー疾患対策の見解と患者の実態、及び早期発見と早期治療のための検査の実施状況についてお聞かせください。

〔野村参事〕

アレルギーの原因は、複合汚染ではないかと言われてお

り、根本的な解決は、環境保全、複合汚染の除去ではないかと認識しております。

アレルギー患者の実態については、十月月健診での問診の結果を一年分集計してみますと、相談者百三十三人中十人で、十一年度の三才児健診では、百四十九人中、アトピー性皮膚炎が三人、ぜんそく一人という状況でした。全国的にみると本町は低率となっております。

検査の実施状況としては、三カ月、十月月、一才半、三才児健診を行っておりますが、その中である程度初期の段階でアレルギーがわかりやすいということ、十月月の時に問診を詳しくやっております。そこでアレルギー傾向にある乳児をピックアップしまして、必要な検査に進み医師にかかるように勧奨するということ、現在、このようなシステムをとっておりますので、今後も同様な方法で対応していきたいと思っております。



梅原 勇 議員

# 御嵩町全面勝訴!!

## 寿和工業が御嵩町及び町長への提訴全面取り下げ

● 寿和工業よりの乱訴によつて精神的・金銭的にも多大な迷惑を被つた我々町民

平成九年五月より、寿和工業は御嵩町及び柳川町長を相手取り、十一件もの提訴そして取り下げの繰り返しをしてきました。

三月十日には判決間近の民事、行政訴訟の四件の取り下げ、そして三月十四日には岐阜、名古屋地裁の二件の訴訟を取り下げることにより御嵩町及び町長への訴訟の全面取り下げとなりました。

この乱訴ともいえる提訴、取り下げの繰り返しは、国、司法、御嵩町、町長を愚弄しているとは思えません。

私たち町民を訴訟するという手段で恫喝し、産廃処分場問題への町民のコンセンサスを変えようとしたとは思えない寿和工業の愚挙を、町長はどのように思つてみえるのでしょうか。また、その乱訴に我々御嵩町民の血税というべき大切な税金を投入してきました。四名の弁護士へ三百万円、その他間接的な費用も入れますと大変な額の血税を使つてきました。この不条

● 理、理不尽さを我々町民はどう納得すれば良いのか伺います。

〔柳川町長〕

勝手に次から次へと合計十一件の提訴をし、次々と取り下げをして、あげくの果てには全面取り下げと、不当というか、やりたい放題でした。

弁護士の評価によりますと、これは勝訴以上の勝訴だと言われています。寿和がなぜ全面取り下げをしたかはわかりませんが、敗訴逃れとは思えません。

大変遺憾なことに、この裁判に伴いまして費用が町から出費せざるを得なくなつたことです。私個人も既に二百万円払つておりますが、その回収は弁護士に相談しても難しいと言われています。しかし皆さんの是非とものご意向があれば損害賠償請求を起してもいいと思つています。

### 問われる先生の力

「総合的な学習の時間先行実施」

● 各学校の取り組みは…

二〇〇二年度から小・中学校で導入されます新学習要領で総合的な学習の時間という事業が始まります。全国で八割以上の小・中学校が先行して実施すると報道にありましたが、本町の場合はいかがでしょうか。従来の教科学習と違い、教科書もマニュアルもないことから不安を抱いている教師の方々も多いとお聞きしますが、その点を課題として教育委員会はどう協議してこられたのかお聞きします。

● 子ども達に自ら考え、解決する力をつけたい  
〔只腰教育長〕

例えば校長会、教頭会、教務主任会等の中で話題にしていたいただきました。本町では以前より特色ある学校の体験活動に力を入れていきますので、それを生かしながら取り組んでいただいています。今年の授業時間数は、小学校は年間三十五時間程度、中学校では十五から三十五時間程度となっております。

上之郷小学校

上之郷ランドを経営しよう  
上之郷のよさを知ろう

育てよう、つくろう、もち  
米、菊、陶芸

広げよう、ふれあいネット  
ワーク

御嵩小学校

わくわく体験、わくわく探  
検・環境に優しい、人に優  
しい人間になるう

私たちの暮らしと環境  
仲間の地域に発信する力を  
つけよう

伏見小学校

伏見っていいな  
住みよい暮らし、安全な暮  
らし、身近な暮らし

地域とともに汗を流し、収  
穫の喜びと大地への感謝  
菊づくり

上之郷中学校

福祉、人への優しさについ  
て

環境、豊かな自然について  
生命、命について

向陽中学校

身近な環境、ごみ  
社会生活、勤労  
社会生活、福祉

共和中学校

身近な環境  
身近な地域の職業  
身近な健康と福祉

# 期待される介護保険！



植松 康 祐 議員

事業者としての社会福祉協議会の態勢は十分か

話題を多く抱えた介護保険制度が今年四月から開始さ



居宅介護支援事業所

れ、諸々の問題に遭遇していません。たとえば、痴呆性になった親の介護、年老いた親の面倒をみるために職を変わらなくてはならないような生活環境の変化等、宿命といえます。これから制度を利用し、恩恵を受けることになってくる介護保険をする側、される側の観点にたって質問します。

社会福祉協議会も介護認定事業所として、訪問看護や訪問介護サービスなどを行っていますが、事業所としての組織の運営現状はどのようなになっていますか。また社会福祉協議会と民間企業との競争になると非常に厳しいものがあるのではないかと思いますが、事業所としての態勢は十分対応できるのでしょうか。

いうことでは、苦勞のみが残ってしまいます。地域性を考え、格差のないように工夫してみてはどうでしょうか。そこで、社会福祉協議会の位置づけと性格を今後どのようにに対処し、進めて行くのか伺います。また四月より発足した介護保険制度により、民間事業所も当町に進出しています。企業が負けない社会福祉協議会の独自性、あるいは特色づくりをどのように考えているのかも伺います。

社協は、「共助」を受け  
もつことが筋ではない  
かと思えます

〔野村参事〕

社会福祉協議会は、社会福祉事業法に基づいた社会福祉法人ということで、県の認可を受けて発足しました。社会福祉協議会は、ケアプランをつくる居宅介護支援事業所とヘルパー業務を行う訪問介護事業所の二つの看板を上げて行っています。

支援事業所のスタッフは、介護支援専門委員（ケアマネージャー）が二名、ヘルパーは、パートを含め十一名で運営しています。ヘルパーの利

用者は三十四名で、現在、午前七時半頃から夜間午後十時頃まで巡回型で行っています。なお、ケアプランについては、現在社協として五十件作成しています。

このようなスタッフで運営していますが、訪問介護事業所として、ヘルパー業が業として成り立つのは大きな問題点です。介護関係は社協の一部門として経営していくということですが、四月から始まったばかりですので、採算がとれるかということは、全く予測のできない状況です。

社会福祉協議会の本体は、住民の会費で地域活動について事業をやっていますが、その中でボランティアの育成等の成果も上げてもらっているわけです。町長が日頃から口癖のように言っていますように、みずから行う「自助」と、ともに助ける「共助」、公が助ける「公助」があるとすれば、社協はともに助ける「共助」を受けもつことが、筋ではないかと思っています。



# 助役選任の意思いかに！



谷口 鈴 男 議員

## 助役選任について

助役は、町長が決定する町行政の総合的な企画・調整及び運営に関する基本方針に基づいて、事務及び事業の実施計画及びその処理方針の決定など、行政事務の広範囲にわたり、町長の職務を補佐するとともに、行政事務の遂行を効率的かつ速やかに行う重要な任務を負う立場にあり、他方、使用者側の一員として町長の政治指針を補充し、町長の政治的決定を容易ならしめ、町長の意図する町政の推進に邁進すべき大切な立場にあります。

助役不在の中、早一年が経過しようとしているが、助役職を設置すべきではないか。

## 幅広く真剣に検討中

〔柳川町長〕

助役については、ご指摘の事実関係のとおりであります。

本町には、参事制があり代行を務めてもっております。私の認識では重大なる支障は

なかったと思っています。

御高町の助役はかなりきついポストだと思います。自薦、他薦も含めて幅広く検討をしています。また、今後も助役を置かないのも選択肢の一つと考えております。

## 子ども総合センター等の設置について

青少年育成町民会議

今日、少子化傾向の時代の中で、いじめや児童虐待、非行などが増え続けている子ども問題に対して、国においては、児童の権利に関する条約の批准、エンゼルプランの策定、学校教育法の改革等の各種の取り組みがなされ、地方自治体としては総合的な対応が必要となってきたと思わ

れます。本町においては町民会議、ガヤガヤ会議等で子ども問題に関し教育委員会を中心に対応していただいておりますが、町民の皆さんが、子どものことについて何か相談事に来庁されたときの総合的な窓口が必要と思います。

私は、「子どもが夢を描ける町」を目指して子ども総合相談センターの設置を要望いたします。

## 子どもの問題について 総合対策が必要

〔柳川町長〕

最近、町内の子どもの犯罪率が、多少下がる傾向にあり、大変喜んでおりますが、まだまだ樂觀はとてできないと認識しております。

この二年間ほどに、町内の心ある方々のボランティア的な協力のもとにいろんな話し合いの場がもたれており、大変良いことだと思っております。

子どもは本来無垢でありま

目的が達成できないと考えております。

子ども問題について総合対策が必要であることは言うまでもありません。本町においても既存の施設を助案しながら、できるものから検討してまいります。

〔只腰教育長〕

子どもを取り巻く教育問題について、私は二点の考えをもっております。

第一点は、子どもの教育、子どもを育てる関係組織の整備について。

第二点は、特に幼児期、児童期に係わる保育所、幼稚園と小学校の関わりについて。

以上二点であります。

現在、青少年育成町民会議が開催されていますが、さらにもっと組織的に整備して機能させていきたいと考えています。その先に子ども総合相談センター構想へ歩んでいけたらと思います。

現実の御高町に足場を置いたとき、現実にやれることもありますので、教育委員会、福祉関係、あるいは住民課関係ともタイアップして教育問題に取り組んでいきたいと考えています。